

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度第1回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	平成30年1月25日（木）午前9時30分～午前11時20分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 岩崎恭彦、小山利郎、高畑明弘、西原久雄、伊藤 暁広、尾崎俊介、池浦富貴子（◎会長） （事務局）副市長 山路茂（冒頭のみ出席）、総務部長 村林謹 一、人事・行政・財務担当参事 家城斉和、職員課長 松本健、財 務課長 近田雄一、職員課長補佐 尼子宗成、職員課給与厚生係長 小山賢司
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	2人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 委嘱状交付
2. 自己紹介
3. 会長選任
4. 諮問
5. 議事
6. その他

議事録

別紙

平成 29 年度第 1 回特別職報酬等審議会議事録

平成 30 年 1 月 25 日 午前 9 時 30 分

市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

【出席委員】 岩崎会長、小山委員、高畑委員、西原委員、伊藤委員、尾崎委員、池浦委員

【欠席委員】 田中委員

【事務局】 山路副市長（冒頭のみ出席）、村林総務部長、家城人事・行政・財務担当参事、松本職員課長、近田財務課長、尼子職員課長補佐、小山給与厚生係長

【議事録】

（事務局：松本）改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中、またこのような天候で非常にお寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。田中かおり委員様からは事前に御欠席の連絡をいただいておりますので、ただいまから平成 29 年度第 1 回松阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、市長が他の公務のため、山路副市長より、皆様に委嘱辞令を交付させていただきますので、御自席でお受け取りいただきますようお願いいたします。

（副市長から委嘱状授与）

（事務局：松本）それでは、山路副市長から皆様方に一言開催に当たっての御挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

（副市長）副市長の山路でございます。今日はもう記録的な寒さということで、東京は最低気温が 1970 年以來というようなことを言われております。そうした中、お忙しい皆様、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。

ほとんどの方が前年に引き続いてということでございますけれども、新しい方もいらっしゃいますので、簡単に特別職報酬等審議会について御説明をさせていただきたいと思っております。市長、副市長、教育長の給料、それから、市議会議員の報酬、ちょっと呼び方が違うんですけども、につきまして、御審議をいただくということでございますけれども、一般職の場合は人事院勧告という国の制度がございまして、それにのっとってだいたい各市とも改定をしておるということでございますけれども、特別職の場合には条例で給料の額でありますとか報酬の額というのは規定をされております。条例を変えるときには、条例の改正をするわけでございますけれども、市長が議会に提案をして、議会で議決をしていただくということで、結局自分たちで自分たちの給料なりを決めるという形になりますと、なかなか、上げるにしろ、触りにくいというふうなことでございます。そうした中で、各分野でいろいろ知識経験の豊富な方に集まっていただきまして、特別職の報酬ですとか、二役・教育長の給料について、今の額が適切なのかどうかというこ

とを御審議いただくということで、最近では例年、毎年開催をさせていただいております。答申をいただいたものにつきましては、できるだけ尊重していくという形で対応しておりますので、是非、中身についてしっかりと御議論いただきたいなと思っております。

後から説明があると思いますが、他市の金額でありますとか、あるいは人事院勧告の内容、それから、本市の財政状況等につきまして、また説明もあろうかと思いますが、その辺も参考にさせていただきながらということでございますが、ちょっと私のほうから財政状況について少しお話をさせていただきたいなと思っております。実は松阪市の財政状況、今のところはそんなに悪くはないというふうな状況でございます。これは多分、平成 17 年に合併をいたしまして、合併に伴います財政支援というふうな面で非常に有利な地方交付税というのがございまして、国を通して地方に分配をされるお金がございまして、これも有利な計算がされてきておったということで、これが 10 年の間、有利な計算がされておまして、そこから徐々に減ってきている最中というところでございます。それがちょっと長くなるとあれなんですけれども、本来でしたら、自治体がどれだけ収入があってどれだけ支出があって、その足りない分を国を通じて交付されるということでございますけれども、合併したところについては合併前の 1 市 4 町それぞれで計算をして、合算をしたものが計算をされてくるということで、非常に有利だったわけです。それが 10 年経過した後、だんだん減ってきて、もう来年度、再来年ぐらいにはなくなってしまうというふうな、これはまた詳しい説明があるかと思いますが、そういう有利な地方交付税の制度、それから合併特例債という、これも借金なんですけれども、有利な借金ができるとございまして、そういうのを活用しながら、また同時に節減も図りながらやってきたということで、財政調整基金という貯金があるんですけれども、それを合併以後、だんだん増やしてきております。そういうことで、今まで運用してきたわけでございますけれども、その有利な特典というのが間もなく切れてしまうと。合併特例債という有利な借金についてももう期限が来てしまうという段階になってまいりまして、やはりこれまで投資的経費を抑えてきたんですけれども、やはりどうしてもやらなければならない課題と申しますか、そういう大きな事業につきましても、その有利な制度があるうちにやっぱりやってしまったほうがいいんじゃないかということで、来年度、再来年度あたり、かなりの事業費が膨らむような形になってきております。ちょっと今、予算のまとめにとりかかっておりますけれども、かなりもう 1 割近く、昨年度と比べて予算額は上がってくるのかなと思っております。ただそれは有利な起債を使う、あるいはこれまで貯めてきた基金を使うということで、事業は問題なくやれるというふうに思っておりますけれども、問題はその後でございます、やはりその新しい施設など、小中学校にエアコンも入れますし、そうしますとやっぱり維持管理費というのが余分にかかってまいります。それから、御承知のように社会保障費というのはやっぱりこれからどんどん増えてくるということになりますし、一方、税収はなかなか入ってこない。景気はよくなってきておると言われておりますけれども、なかなかその法人市民税にしても個人市民税にしても増えていかない。あるいはその土地の値段が上がらないために固定資産税も増えていかないというふうな状況になっておまして、今後、今のところはそういう事業をやっていきますけれども、その後の例年の経常経費的なものがうまく回っていくのかなというふうなところがこれからの課題になってきているのかなと思っております。

いろいろと御説明もまた後からさせていただきますけれども、いろんな観点を考慮に入れていただきまして、給料・報酬につきまして、真摯な御議論をいただきたいなと思っておりますので、

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：松本) はい、ありがとうございました。続きまして、本日が初めての審議会でございますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思っております。机のところに配置をさせていただきました名簿順ということで、岩崎委員からお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

(事務局：松本) 続きまして、松阪市側及び事務局等の紹介をさせていただきます。山路副市長でございます。村林総務部長でございます。家城総務部人事・行政・財務担当参事でございます。事務局としまして、前から順に職員課給与厚生係長の小山でございます。職員課長補佐の尼子でございます。本日説明者として同席をしております、財務課長の近田でございます。そして私、職員課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして本審議会条例第4条に基づきまして、当審議会の会長を互選により選任させていただきたいと存じますが、会長の選任につきましてどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(小山委員) 事務局。

(事務局：松本) はい、小山委員様。

(小山委員) 昨年に引き続き、三重大学の岩崎委員にお願いしたらいかがかと存じます。よろしく申し上げます。

(事務局：松本) はい、ありがとうございます。ただいま小山委員のほうから岩崎委員を会長という御提案がございましたが、いかがでしょうか。特に御異議はございませんか。

異議なしの声あり

(事務局：松本) はい、ありがとうございます。それでは異議なしということでございますので、岩崎委員におかれましては、会長席のほうへお移りいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会条例第4条第3項の規定によりますと、会長代理は会長があらかじめ指名することとされておりますので、岩崎会長から会長代理の御指名を頂戴いたしたいと思っております。

(岩崎会長) はい。一昨年度は審議会の取りまとめに御尽力いただき、また昨年度は取りまとめの補佐をお務めいただきました小山委員に是非お願いいたしたいと存じます。

(事務局：松本) はい、ありがとうございます。それでは会長代理は小山委員にさせていただきます。

ます。それでは続きまして、副市長から会長に諮問書を手渡していただきます。会長は御起立願います。

(副市長) 松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦様、松阪市長 竹上真人。

特別職の報酬等の額について(諮問)。議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額についてご検討をお願いいたしたく、松阪市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。よろしくをお願いいたします。

(事務局：松本) はい、ありがとうございました。申しわけございませんが、副市長はこの後別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

本日の出席委員は8名中7名でございます。委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

それでは岩崎会長様にはこの後議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

(岩崎会長) 改めまして、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。ただいま会長に選出していただきました岩崎です。まだ若輩者ですので、皆様からいろいろとサポートいただかなければ、審議を取りまとめることも難しいと思います。それぞれの御専門の立場から熱心な御議論いただければと存じますのでどうぞお願いいたします。

(事務局：松本) ありがとうございます。それでは説明に入ります前に一言お願いを申し上げます。本審議会は以前から公開とさせていただいております。開催に当たり、希望される市民の方に傍聴を許可しておりますので、御了承ください。また多くの幅広い御意見を取り組むこととしたいと考えておりますことから、議事運営をお願いしております会長も一員として御意見を賜りたいと思っておりますので、他の委員の方の御理解をお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、資料につきまして事務局より説明を申し上げます。

(事務局：小山) 資料の説明に入ります前に、資料の確認のほうをさせていただきたいと思えます。まず、今日お配りしました事項書と、次に委員名簿、それから、この報酬審議会条例の1枚ものですね。それから、ホチキスで左側に二つ綴じてある3枚ものの資料ですね。それから、第三銀行経済研究所作成の、「三重県内事業所景況調査」の資料ですね、机のほうに揃っておりますでしょうか。それと、先にお配りしました審議会の資料と、その他資料につきまして、今日お忘れの方は特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ説明のほうに入らせていただきます。

委員の皆様には事前に配付をさせていただき、既に目を通していただいていると思えますので、簡単に説明をさせていただきます。資料は本編の資料と、別添の資料、一冊綴じですけれども、5種類配布をさせていただいております。なお、申しわけございません。先ほどの今日の資料の中で差しかえという形で本編資料の一部ページの差しかえを用意しております。先ほどお配りした中のホチキス留めで左に2カ所綴じてあるものですね、8ページから11ページの分の差しかえ

がございますので、御了承ください。

まず本編資料ですが、まず 1 ページからよろしくお願いたします。1 ページは、県内各市及び類似団体の 29 年 4 月 1 日現在の人口、世帯数、面積、職員数、財政状況等を比較した表でございます。当初予算額につきましては、各市の一般会計予算額で比較しております。言葉の意味について表の下に簡単に説明をさせていただいております。類似団体につきましては、人口と産業構造により類似する都市をグループ分けしたもので、松阪市と同じ累計区分に分類された、14 団体全てを掲載しております。松阪市を含めた 15 団体のうち、松阪市は人口では 8 番目ですが、人口密度で見ますと、一番低い 15 番目となっております。

続きまして 2 ページから 3 ページですが、県内各市及び類似団体の市長、副市長、教育長の給与額の現行及び現行前の状況です。松阪市は平成 27 年 4 月 1 日より、その前年である平成 26 年人事院勧告で示された、給与制度の総合的見直しに準じて 2%の減額の改正を行っております。例えば市長の現行 99 万 3000 円は、現行前にある 101 万 3000 円から約 2%減額したものです。それから、前市長在職時には 20%の減額措置をとっておりましたが、平成 27 年 10 月に、現在の市長が就任してからは、条例本則に規定された額で支給されております。また、一部の各市に記載のあるカッコの数字は、市長公約等により、減額した後の金額でございます。

続きまして 4 ページ・5 ページですが、県外各市及び類似団体の議長、副議長、議員の報酬の現行及び現行前の状況です。こちらも先ほどの市長等と同様、松阪市では、平成 27 年 4 月 1 日より平成 26 年人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じて 2%の減額の改正を行っております。

6 ページ・7 ページは、県内各市及び類似団体の議員に対する政務活動費の支給状況です。政務活動費は、報酬以外で議員の政策調査研究等の活動のために必要な経費として支給される費用のことを言います。

8 ページ・9 ページは、すいません、先ほどの差しかえ資料のほうをご覧ください。県内各市及び類似団体の市長等の月額給与及び年収を順位付けた表で、市長公約等により減額する前の給料月額・期末手当率をもとに作成しております。松阪市は県内では各項目 4 番目から 6 番目に位置し、類似団体の中では 15 市中、各項目とも、中ほどからそれ以下程度に位置しております。

それから、引き続き 10 ページ・11 ページですが、県内各市及び類似団体の議員報酬の月額及び年始を順位づけた表で、こちらも減額前の報酬額等をもとに作成しております。松阪市は、県内では各項目とも 7 番目に位置し、類似団体では 15 市中、12 番目以下に位置しております。

次に 12 ページ、もともとお送りしている資料に戻っていただきますでしょうか。12 ページは、人事院勧告及び松阪市の一般職員の給与改定率の推移と、特別職報酬の改正状況を併記したものでございます。本年度の人事院勧告は 29 年 8 月に出されましたが、左側の表の下の部分にありますように、給与改定率は平均 0.2%、賞与（期末勤勉手当）は 0.1 月分、それぞれ引上げの勧告となりました。松阪市の一般職員の給与改定は、この人事院勧告に準拠した形で改正を行っております。それから右側の表の一番下、平成 29 年 1 月～2 月というのが、昨年のこの報酬審議会での答申内容ということになります。市長等の期末手当は 0.1 月分の引上げで、4.20 月から 4.30 月、議員の期末手当についても、同じく 0.1 月分の引上げで、3.15 月から 3.25 月分へ改定すると、そして平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとするという答申となっております。

それから 13 ページですが、13 ページは、過去の特別職報酬等審議会の開催状況と、答申状

況・答申額等についての資料です。平成 16 年以前は旧松阪市の状況でございます。

なお、松阪市の特別職の期末手当につきましては、本審議会において改正の有無等を決定するものとさせていただきたいと思っております。

以上が本編資料の説明でございます。

続きまして、別添資料でございます。

別添資料 1 ですが、松阪市の財政状況の見通しについて、松阪市中期財政見通しを添付させていただきました。また、別添資料には同じく松阪市の財政状況の過去の推移に関する資料でございます。これらにつきましては、財政担当者から資料の説明をいたします。

(近田財務課長) 失礼いたします。財政課長を仰せつかっております近田と申します。本日は資料 1、資料 2 に関しましては、私のほうから御説明をさせていただきますので、恐れ入りますけれども資料 1、資料 2 のほうをご覧いただきながらお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、まず資料 1「松阪市中期財政見通し」について御説明をさせていただきたいと思っております。この「中期財政見通し」につきましては、毎年 2 月下旬に公表をさせていただいております。今委員の皆様にお配りをさせていただいておりますお手元にある資料につきましては、大変申しわけございませんが、1 年前、平成 29 年 2 月の策定分でございます。現在、山路副市長も申しあげましたとおり、平成 30 年度の当初予算の編成の作業中でございます。まだお示しをさせていただくことができない状況であることをお断り申し上げたいというふうに思います。

それでは早速でございますが、1 ページ目のほうをご覧いただきたいと思っております。1 ページでございますが、まず 1 番といたしまして、この「中期財政見通し」の「策定の目的」でございます。これは市の財政運営の健全性を確保するために、向こう 5 か年の収支見込みを立てさせていただき、実施計画から予算編成と続く一連の流れの中で財政運営の一定の目安としてお示しをさせていただいております。現行の行財政制度を前提に策定をさせていただいておりますので、今後、財政や社会環境の変化により大きく変わってくる場合もございます。このため、「中期財政見通し」は毎年作成をさせていただくとともに、将来の予算編成を拘束しているものではないということだけは御理解をお願い申し上げたいと思っております。

続きまして 2 番目に、「見通しの期間」でございます。見通しの期間といたしましては、平成 29 年度の当初予算のベースとさせていただきまして、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間について試算をさせていただいております。

そして 3 番目に「財政見通しの策定」をお願い申し上げますが、市の予算につきましては、一般会計の他に競輪事業や国民健康保険事業などの各特別会計、さらに、水道事業や病院事業などの企業会計がございます。この中期財政見通しに関しましては、企業会計や国保等の特別会計を除かせていただき、普通会計の見通しということになってございます。なお、試算の基礎となる経済の成長率につきましては、内閣府が作成をいたしております国の経済見通しを基準として、今後見込まれます歳入を推計させていただき、そして行政活動に必要な不可欠な経費を義務的経費として歳出に推計をいたしておるような状況でございます。この「中期財政見通し」を作成させていただき、6 月から 7 月にかけては、各課の実施計画で事業量を把握させていただきます。そして、12 月から 1 月にかけての予算編成で、最終的な予算と事業の決定を行っていくというような流れになるわけでございます。

続きまして、恐れ入りますが 2 ページのほうをお願い申し上げます。上段の表でございますが、松阪市の中期財政見通しでございます。昨年の予算を今年度の予算を基本に、策定に当たっての各前提条件は 3 ページに記載をさせていただいておりますが、それに基づきまして見通しを立てさせていただきました。

まず、歳入の一般財源についてでございます。市税につきましては、先ほど申し上げました内閣府の資産等による伸びを見込ませていただき、計算をさせていただいております。また、山路副市長のほうも申しておりましたが、地方交付税につきましては、毎年減額をしていくような状況でございますが、この減額する地方交付税を国のほうからは臨時財政対策債という、借金をしてカバーができると。こういうふうな状況で見込ませていただいております。合併後 10 年を経過いたしまして、地方交付税は段階的な減額を見込ませていただいております。また一般財源のその他の部分につきましては、国から交付されてまいります地方譲与税、それから、地方消費税交付金などの各種交付金を見込んでおりますが、伸びを示しておりますのは、主に地方消費税交付金の増を見込ませていただいております。消費税というところでございますので、その部分の伸びがあるのではないかとということで見込んでおるような状況でございます。

続きまして、国、県の支出金についてでございますが、こちらは、扶助費等の歳出の伸びと連動するものを除きまして、基本的には伸び率 0%で見込ませていただいております。

次に、市債でございます。臨時財政対策債を除きます建設債でございますが、松阪市の償還能力を勘案させていただく中で、建設債と臨時財政対策債を合わさせていただき、合計として約 50 億円とさせていただいております。建設債につきましては、今年度への負担となる借金でもございますが、将来便益を受けることとなります世代間の公平の調整、財政負担の平準化という観点等から一定の発行のほうは認められておるものでございますが、50 億円というところでの枠をつくらせていただいております。

続きまして、歳出のほうでございます。歳出につきましては、人件費についてでございますが、合併後、職員数の削減に取り組んでいただいた結果、人件費のほうは、圧縮した形の成果が見えてきたところではございます。今後は、退職職員の推移により若干の増減はみられると思われませんが、ほぼ横ばいという状況で見込んでおります。

続きまして扶助費でございます。こちらにつきましては、近年は、生活保護費の伸びが著しかったんですけども、生活保護費の伸びにつきましては収まりつつあるような状況がみられてまいりました。しかしながら、社会保障制度の変化に伴います影響も大きくて、子ども子育てや、障害福祉に関連いたします扶助費などは増加の傾向にございます。民生費の占める割合は、年々高い状況が続いていくものというふうに考えております。

次に、公債費でございます。こちらは借金の返還に係るものでございますが、毎年 40 億円以上が必要ではないかというふうに考えているところでございます。なお下段には、各課が平成 29 年度の実施計画において計上してまいりました 30 年度以降の投資的経費を仮置きした場合の見通しをつくらせていただいております。市が事業実施するのに有利な起債でございます、合併特例債の発行期限が平成 31 年度までの中で、鎌田中学校や北部給食センター建設といった課題・懸案事業の解決を目指させていただいております。一時的にこの投資的経費は増えるというふうな実施計画の見込みにはなっておるような状況でございます。

続きまして 3 ページのほうをお願い申し上げます。策定に当たりましての前提条件ということですが、各費目の算出の考え方をこちらで記載をさせていただいております。

なお、3 ページ下段の財政指標、続きまして 4 ページの市債残高の見込みを記載させていただいておりますが、こちらにつきましては、資料 2 に、詳細な内容をつけさせていただいておりますので、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。策定に当たりましては一応こういった前提条件を設けまして、先ほど申し上げました、2 ページ上段の中期財政見通しを作成させていただいたということでございます。

恐れ入りますが、最後に 5 ページのほうをお願い申し上げます。こちらには財政収支の見通しにおけます課題等について、4 点を記載させていただいております。

まず一つ目といたしまして、市債、いわゆる借金に関することですが、先ほども説明させていただきましたとおり、臨時財政対策債、それから建設債という借入を毎年度 50 億円、仮に借り入れるとした場合、ごみ処理一元化に伴います松阪市クリーンセンターの建設という大規模な建設事業がございました、平成 26 年度時点と比較をさせていただきますと、市債残高のほうは増加しないというふうな見込みを立てさせていただいております。

次に、地方交付税に関することですが、合併後 10 年が経過いたしましたして、合併算定替の終了による、平成 27 年度から 32 年度までにかけて段階的にこの地方交付税のほうが減額されております。約 10 億円程度の減額が行われるというふうに見込んでおる状況でございます。

そして、三つ目でございますが、予算編成時においては、財政収支のバランスと適正な事業執行に注視する必要があると書かせていただいております、四つ目には、年々増加してまいります、公共下水道事業、国民健康保険事業等への繰出金、そして老朽化してまいりました施設の維持更新費用の増加について、お示しをさせていただいております。繰出金の増加につきましては、各年度の額を参考までに下段の表で示させていただいております。

6 ページのほうは、用語の説明ということで、この計画に書かせていただいております用語につきまして、説明を書かせていただいております。

こうした内容を書かせていただいた資料のほう、大変申しわけございませんが、現在 30 年度予算をベースに、31 年度以降の 5 か年を、また再度現在作成をしておる状況でございますということを改めて申しつけさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料 2 の財政状況のほうについても御説明をあわせてさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、資料 2 のほうをご覧いただきたいと思っております。

まず、資料 2 の「財政指標」と左肩の上に書かせていただいております資料でございますが、こちらにつきましては、地方公共団体の状況をあらわすために扱われる数値のほうをまとめさせてお示しをさせていただいております。

上段の表は数字を入れさせていただいておりますが、下の段のほうには、それぞれの指標の説明を挙げさせていただいております。そちらのほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

ここで、委員の皆様には恐れ入りますけれども、資料の訂正のほうをお願い申し上げたいわけでございます。

下段の指標の下から 2 段目、1 番左枠内に、「実質公債費負担比率」と書かせていただいております。

る部分でございますが、大変申しわけございません、このうちの「負担」というところの文字を消していただきまして、本来ですと、「実質公債費比率」と記載をさせていただかなければならないところを、「実質公債費負担比率」と記入をさせていただいております。「負担」という文字を消していただきますように、御迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いを申し上げます。

では、引き続きましてこの資料の説明をさせていただきますが、まず経常収支比率でございます。これは市町村の財政構造の弾力性を評価するために用いられておる数字でございますが、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費へ、市税、地方交付税を中心といたしました経常的な一般財源の収支がどれほど充当されているかというものを表しているものでございます。この比率は低ければ低いほど、投資的経費等の臨時的な経費に財源を回させていただくことができるものでございまして、財政構造には弾力性があるんだというふうな表現がよくされる部分の数値でございます。この数字 1 番上段になりますが、ご覧いただきますとおり、合併後、17 年度以降には凹凸が出てございましたが、平成 28 年度、89.8%という数字になってございます。参考までに、県内 14 市の平均も 2 段目に表示をさせていただいておりますが、平成 28 年度の県内 14 市の平均は 92.4%となっております。県下 14 市の中では、6 番目に弾力性のある自治体というふうにはなっておるような状況が出ております。また、その下段に経常収支比率というのがあわせて入っておるわけでございますが、実は臨時財政対策債という交付税が足りない分を借金で賄うことができるというこの臨時財政対策債を全て発行した場合、この数字といたしましては、86.2%というふうな数字になっておりますが、松阪市はこの臨時財政対策債を国が認める額全て発行をいたしておりません。抑えた中での歳入をさせていただいておりますということで、その数字を入れますと、更に経常収支比率のほうは低くなるというような状況が現在出ているということでございます。

続きまして中段の公債費負担比率、実質公債費比率でございます。こちらは借金に関わる指標となるわけでございますが、公債費の負担比率につきましては、下の段に記載をさせていただいておりますが、一般財源総額に占める公債費充当一般財源、借金いたしました元利償還金等の部分のうち充当させていただいた一般財源の割合を示させていただいております。この比率は高いほど財政運営は大変硬直化しておるというふうになっております。その下の実質公債費比率につきましては、自治体に標準的に入ってくる税金、それから地方交付税のうち、その何%が借金の返済に使われているのかという数値を表させていただいております。この比率につきましては、18%を超えますと、地方債を借りる場合に、国の許可というのが必要になってくるという基準がございます。上段の表に現在の松阪市の状況でございますけれども、公債費の負担比率については現在 11.6%、実質公債費比率は 3.1%となっております。これにつきましては、県下 14 市中 2 番目に低い数字となっております状況が現在でございます。

そして上段 1 番下には、財政力指数を表示させていただきました。これも市町村の財政状況をあらわすのによく使われる指標でございます。計算式といたしましては、1 番下にも書いてございますように、交付税で用いております基準財政収入額を基準財政需要額で割らせていただいた数字を 3 か年平均しているものとなっておりますものでございますが、この数値が高ければ高いほど財政力は強く、単年度指数で 1.000 を超える場合は、普通交付税、地方交付税が交付されないというふうな形になってまいります。松阪市の場合は、現在 0.627 という数字になっておるという状況でございます。

続きまして 2 枚目のほうをお願い申し上げます。こちらには市債残高内訳の推移を表させていただいております。いわゆる借金の推移という状況でございますが、平成 17 年度から平成 28 年度までの状況を棒グラフのほうで表させていただいております。ご覧いただきますとおり、平成 17 年度には約 619 億円の残高がございました。この残高を年々減らさせていただく中で、平成 28 年度には 456 億というところまで減らさせていただくことができました。約 163 億円余りの減額に努めてまいった状況でございます。

次に、基金残高の推移でございます。こちらは俗に市の貯金というような部分になるかと思えますけれども、この推移を表せていただいておりますが、内訳といたしましては、それぞれ目的に応じて、基金を積み立てさせていただいております、特定目的基金、何に充てるかを決めて貯めておる基金と、それから減債基金、これは借金の返還に充てるための、一括で返させていただくなり減債基金という部分、それから財政調整基金、この財政調整基金というところと 3 つに分けてございますが、特にこの財政調整基金につきましては、各年度間の財源を調整させていただかせる基金でございます。年度によっては、財政調整基金を使って足りない収入を補うというような形での支出をさせていただくという基金でございます。そういったために、あらかじめこういった貯金を持っておるわけでございますけれども、数字で申し上げますと、合併後、平成 17 年度は 59 億円から始めさせていただきました。財政調整基金は 59 億から始まり、現在、平成 28 年度につきましては、97 億円余りというところまで数字のほうを伸ばさせていただいておるような状況でございます。

そして、最後に 4 枚目でございますが、合併算定外の概要ということで、普通交付税の合併算定外の概要について、表を基本にご覧いただきながら御説明をさせていただきます。

この合併算定外と申しますのは、本当に何度も御説明申し上げておるところもでございますけれども、副市長のほうも御説明いたしました。旧市町が、松阪の場合は 1 市 4 町が合併をさせていただきました。この 1 市 4 町が合併しなかった場合にいただける交付税の額を算出させていただきます。そして、合併した新松阪市でも、交付税の額を別に算定をさせていただきまして、この両者を比較させていただく中で、大きいほうの額を普通交付税として交付がされてまいりました。合併後 10 年間はこの大きいほうを支出するというで行わせていただいていたのですけれども、それが平成 26 年度で合併後 10 年を迎えさせていただき、平成 27 年度からは交付税のほうがかた減額をさせていただき、少しずつ減額をして、最終的には合併した松阪市 1 市としての算定の額に変更してくるということが現在行われております。段階的に減額されてくる額について、最終的には、平成 32 年度の歳入においては、10 億円程度の減額を見込んでおるような状況でございます。この表のほうでは、階段であらわしておる縮減率、縮減額が同程度に見えてまいりますが、29 年度の交付実績では、既に 6 億円余りの減額がなされておるわけでございます。30 年度におきましては、全体 7 割余りの減額というところまで見込んでおるような状況で、交付での減額というところについても今後十分注意をしていかなければならないという状況にあるということでございます。

大変たくさんの資料を使いまして説明をさせていただきました。以上をもちまして中期財政見直し及び財政の状況についての御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局：小山) 次に別添資料 3 ですが、別添資料 3 は、市議会における、議員の一般的な活動

の内容と、本会議や委員会等への出席日数等をまとめさせていただきましたものでございます。もちろん議会だけが議員の活動というわけではありませんし、さまざまな活動をされ、議員により若干違う場合もあると思いますが、あくまでも一般的な活動ということで御理解ください。また、本会議や委員会等への出席日数については、本会議や全員協議会以外は全議員が出席しているわけではございませんので、議員 1 人当たりの出席日数としては、表のとおり、「実会議日数×対象人数」で延べ会議日数を算出し、その総数を議員数の 28 人で除算して 83 日と算出しました。ただし、議員によっては予定状況は異なりますので、あくまでも目安として考えてください。

続きまして、別添資料 4 でございますが、これは全国市議会議長会が毎年調査を行い、作成している資料で、この資料は平成 28 年 12 月 31 日現在における全国 814 市、791 市と東京 23 区を対象に議長、副議長、議員の報酬の状況を取りまとめたものでございます。2 ページ目は、報酬額の全国平均、それから 3 ページ目は、人口段階別の平均報酬月額、それから 4 ページ目も、人口段階別の平均報酬月額に関する資料でございますが、その中から東京 23 区、政令指定都市を別書きしたものでございます。5 ページ・6 ページですけれども、人口段階別の最高額と最低額、それから 7 ページ・8 ページ目も同様の最高額と最低額ですが、東京 23 区、政令指定都市を別書きしたものでございます。9 ページの各委員会委員長職・副委員長職への報酬加算の状況ですが、松阪市では、これらの委員会の委員長、副委員長への報酬加算は行っておりません。

次に別添資料 5 でございますが、平成 29 年の人事院の給与勧告等の関係資料から抜粋した資料で、給与勧告の骨子及び給与勧告の手順等について図解で示したものをつけさせていただきました。昨年の民間給与との較差は 631 円、0.15%増ということで、俸給表において平均改定率で 0.2%の改定が行われており、ボーナスは 4.30 月から 4.40 月へ、0.1 月分引き上げられております。最後のページ、2 の、給与制度の総合的見直しの概要について若干説明させていただきますが、ここでは、平成 26 年の人事院勧告で示された、総合的見直しの内容を記載しております。大きな特徴の一つとして、特に地域間格差を埋めるために、俸給表の水準を平均で 2%引き下げて、地域手当にてその差を解消しようとする事としており、引下げに対しては経過措置として、右下にもあるように、3 年間はそれまでの給料額を保障する「現給保障措置」が行われております。

市長や議員等の特別職については、この 2%引下げを適用して、平成 26 年度に条例改正を行い、27 年 4 月から施行したところでございます。

以上が、資料についての説明でございます。よろしく願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。ここで話が少し前後してしましますが、池浦委員は今回、初めてこの審議会に参加していただくということもございますので、この先、今回を含めた全ての会の議事の進め方について、少しお話をさせていただきたいと思っております。今回含めて、3 回の審議会日程を既に賜っております。次回 2 回目に、先ほど副市長から諮問のありました、議会の議員の報酬の額並びに市長、市長、教育長の給料の額について、これをどう考えていくかということについての御意見をいただきます。その後、2 回目にいただいた御意見を取りまとめる形で、第 3 回は答申案の審議をいただきます。今回ですが、今回は第 2 回目に諮問のあった事項について皆様から御意見いただくための前提となります、現在の給料・報酬の額について、近隣他市と比較するとどの水準にあるのかですとか、あるいは松阪市の財政状況、それから、後ほど尾崎委

員からレクチャーをいただきます地域経済の状況、そうしたことについて御理解を深めていただく、今回はそうした機会ですので、先ほど資料について縷々説明があったところですが、わからなかったことですか疑問に思ったところを含めて、いろいろと忌憚のない御意見や御質問、御疑問を出していただければと思っております。これからは、是非各委員お一人様お一人様ごとに、ただいまの説明につきまして御意見ですとかあるいは御質問等いただければと思っております。そのような形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、僭越ですがまた、御経験豊富ですので小山委員から、御意見、御質問等お願いいたします。

(小山委員) 今回特にこれといって質問等はございません。

(会長) ありがとうございます。では高畑委員、お願いいたします。

(高畑委員) 先ほど、地域手当の部分、平成 26 年の勧告時における部分の説明があったと思うんですけども、一般職について 2%下げたとか。それに合わせて市長、副市長以下、特別職の方も、2%下げられたんですよね。

(事務局：小山) 国の給与制度の総合的見直しで一般職員の給与水準が 2%引き下げられたことに準じまして、市長等につきましても、同様に 2%の引下げの改正を行ったというところです。

(高畑委員) その当時、市の職員さんは地域手当が確かついてたというように伺っているんですけど、今はもうどうか知りませんが、市長、副市長にはその地域手当的なものはつかなかったんですか。

(家城参事) 先ほどの質問でございますけども、市長、副市長については、地域手当をつけておりません。その総合的見直しがありました時に、地域手当の話がございましたときに、最初は、県が一律 4%というのがございまして、松阪市については、地域手当の対象ではございませんでしたのですが、一律 4%をつけたという経過がございますが、それは後ほど廃止ということで、今は地域手当は全くつけていないということでございまして、市長、副市長については、当初からこの改正をしたときからつけていないという状況でございます。

(高畑委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいですか。では、西原委員、お願いします。

(西原委員) 2 点ばかりお願いしたいんですけど、昨年、報酬審議会の県内各市の開催状況を資料としていただいた中で、14 市のうち、津市とか四日市市、松阪市、桑名市、それから鈴鹿市あたりは開催されている状況であったんですけど、残りの名張市とか尾鷲市とか、そういったところは開催されておらず、半数以上は開催されてない。私どもの組織も毎年、定期的で開催しているという関係もあります。そういうイメージがありますので、この審議会自体を開催しない市

があるということ、この温度差というか、この辺の関係をお伺いしたいのが1点と、それと財政指標の説明を先ほどいただきました。経常収支比率から、実質の公債費比率、そのほかラスパイルス指数とか財政力指数、これらにおいても、近年、随分好転してきておるといってお話がありました。県内でも、経常収支が6位、公債の関係2位というようなお話でございますけど、この大きな原因といいますか、要因は何なのかというのをお聞きしたい。

（事務局：小山） 松阪市は毎年、報酬審議会を開催しており、他市が開催されていない市も多いというところがございますが、この報酬審議会は市長の諮問に基づき開催をさせていただいておりますのでございますので、各市の首長さんの御意向によって開催する、しないというところになってくるかと思っておりますので、その点、松阪市については毎年市長からそういった、やってくれという御意向のもとに開催をさせていただいておりますので、何卒よろしくお願いたします。

（近田財務課長） 西原委員のほうから御質問をいただいております、財政状況の各比率の状況、特に大きな原因は何なのかというところがございますけれども、経常収支の部分についてはどうしてもやっぱり人件費、それから公債費、扶助費という義務的な経費という部分をどうやって抑えていくかというところにあったかと思われま。それで、冒頭説明にも申し上げましたけれども、合併後採用等を抑える中での人員削減というのが図られてまいりましたのが、少しずつその効果という部分が出てきておるのかなというふうに経常収支の部分については考えておるような状況がございます。それから、公債費の負担の部分についてでございますけれども、これについても、合併してからの財政運営の中では、当時の下村市長においては、お金を借りるのは返す額よりも借りてはだめなんだというところでの、公債費を抑えてくるというような形も図りながら、公債費を借りずに、財源をきちっと確保する中で事業を進めていくというふうなことで、これまで財源確保と、それから事業の見直し等も行方中の対応をさせてくる中の状況が少しずつ改定してきたというふうに見させていただいております。

（西原委員） 審議会の開催のことで、審議会を開催していない市などは、こういった点はどのようなふうに行っているのか、気になるんですが。

（家城参事） この報酬審議会については、もともとは昭和39年に、市長、副市長並びに議員の報酬を改正する場合には、特別職報酬等審議会を設置してそれで改正をなさい、という通達がございました。その解釈につきましては、報酬なり給料なりを上げる場合は開催をなさい。ただ、減額する場合は必ずしも開催をする必要はないんですよというふうな解釈がされておるところでございます。また、期末手当につきましては、この審議会にかかる対象といたしましてはあくまでも報酬及び給料でございます、期末手当の改正の時には、必ずしも諮問しなくてもよいというふうな解釈がなされておるところでございますので、期末手当のみ上げる場合については、その時々首長なりの判断によって、諮問がされる、されないの判断がされておるといような状況でございますので、ただ、国のほうからの通達の中では、報酬、給与そのものの額を上げる場合は、聞かなければならないですよという規定になっておりますので、その辺は各市とも尊重

しておるところでございますし、松阪市においても、それに準じてきておるところでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。今のお答えでよろしいですか。

(西原委員) はい。

(会長) 先ほど西原委員からも発言がありましたが、昨年の同審議会の際には、現在までの県内他市の報酬審議会の開催状況、そこでの議論の動向などについて、その段階での情報を取りまとめいただいて、資料提供があったかと思えます。今年度ももし同様の資料を御用意いただけるようであれば、やはり参考になる部分が大きいと思えますので、もし可能であれば次回までに県内他市の状況について調査をしていただき、その結果を取りまとめたような資料を御用意いただくということをお願いできればと思うんですが。

(事務局：小山) 次回、そのような資料を御用意させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(会長) お願いします。ありがとうございました。では、伊藤委員、お願いできますか。

(伊藤委員) 私、昨年初めてここに来させてもらって、わからない中で参加させてもらっているんですけども、今年も難しいなと思いながら聞いていますが、すごい量の判断材料というか、だけでも西原さんもおっしゃったように、やっぱり三重県内の市がベースになってくるのかなと思っているんですが、この類似団体で他府県の市が挙げられているんですけども、これがどういう基準というか、どこまで参考にさせてもらったらいいかと、ちょっと思ったんですけども。

(会長) 難しい御質問かと思うんですが、何かお答えいただけることがあれば。

(事務局：小山) 類似団体として、人口が15万人以上で、第2次・第3次産業従事者が90%以上、かつ、第3次産業従事者が65%未満となる都市、というところの分類で、この類似団体を挙げさせていただいておりますので、そういう意味で松阪市と似たような団体、ただ似たような団体と言いながらも、面積については、松阪市については623平方キロメートルですし、その類似団体の中には100平方キロメートルというところもあれば、500平方キロメートルというところもございますので、そういった違いもございますが、基本的にはそういった形で分類されておるところでございますので、そのあたり参考にいただければと思えます。

(会長) 類似団体との比較でみると、松阪市は下位のほうに位置付けられるということでしたが、なかなかそういう意味では比較が難しいと申しますか、いろいろな条件が複雑に絡まり合っているということですので、その点もお含みおきいただいて判断していただくということかと存じます。よろしく申し上げます。

他に、よろしいですか。では、尾崎委員、よろしく申し上げます。

(尾崎委員) 財政のほうですね、副市長からの御説明もあったとおり、悪くないということは先ほどの御説明からもよくわかったというところです。ただ、今後の見通しについては、本当に今後の財政運営について慎重な姿勢というのが感じられる内容で、それは将来的に、扶助費等、増加を見越して、先々慎重な姿勢というものが感じられるところかなというふうに思います。一番私が興味深いところは、やはり市債残高と基金残高というところで、特に基金残高は、先ほど御説明あったとおり、平成 28 年が 97 億円ということで、この 26 年からちょっと下がってきているところはあるんですけども、この基金というものを、他市はどうかかなと。どういうふうが増えてきているのがトレンドなのか、市によって違うとは思いますが、だいたい全体的な傾向というか、他市の基金残高の推移というものがもし御説明いただけるのであれば、お願いしたいというふうに思います。

(近田財務課長) ありがとうございます。尾崎委員のほうからの、他市の基金の残高の状況というところでございますけども、実は国におきまして、一時、どうも地方のほうは基金を非常に積み立てておると。その総額が、ちょっと正式な数字を忘れまして申し訳ないですけども、総額で 21 兆 5000 億の基金の積立が全国の自治体で行われておると。国のほうは借金を増やして、地方交付税でお金を自治体のほうにお渡しをする。ところが、そのお金を自治体のほうは貯金に回しておるといような御意見が財務省のほうにはあったという経過が昨年の議論の中でございます。ただ、自治体のほうにおいては、合併後、いろんな努力もさせていただいて、経費節減、人件費を落とす、それから、借金も抑えていくというふうな財政運営も行いながらも、対応させていただいた、努力した結果が自治体としても積み上げてきた経過なんだと。一方、自治体においても、これからのことを考えると、やはりお金がなければ事業ができないと。そのためにも、自由になるお金という部分はある程度置いておきたいというふうなところもございます。この財政調整基金については、どこまでが一番いいのか、どこからこれだけは積み立てておかなければならないというふうな、きっちりとした基準の数値というのにはございません。ただ、いろんな文献等では、松阪市が事業を行っていく上では約 400 億円ぐらいの支出というものが最低限必要ではないかというふうな数字が、国のほうで各自治体に対して示されておる標準財政規模というのがございます。その 10%は要るのではないかという意見もあれば、20%程度の貯金が必要ではないかというふうな意見もございまして、このあたりいろんな意見があるような状況がございます。仮に、松阪市は 400 億円というのが今その額ということになっておりますけれども、その 10%であれば、40 億円、20%であれば 80 億円というふうな額を万が一のためのリスクを回避するために、最低蓄えておいたほうがいいんじゃないかというふうな、数字として示されておるところがございます。ただこれは、先ほど来から申し上げますように、その市、その町、その村において、産業構造も違いますし、社会保障の状況も違うという中で、いろいろとこの部分については今後も考えていかなければならないところがございます。ただ、この財政調整基金については、現年度予算を組んでいく中ではどうしても歳入の不足という部分を、財政調整基金のほうで一時的に流用、補って、最終的には余ったお金をまた、貯金のほうに回させていただくというふうな運営を使わせていただく部分が非常に高くございます。そうした中で、この基金を上手に使

いながら、いろんな課題の事業がございます、現在取り組んでおりますような鎌田中学校建設の問題、さらにこれからは小中学校のエアコンのこと、トイレの改修、まだ投資をしていかなければならない部分というのもございますので、そうしたところにもこの財政調整基金を使いながら、松阪市の課題解決、事業の課題解決に努めていきたいというふうに考えておるような状況で、健全な財政にこれからも財政部局としては努めていきたいということで考えておるような状態でございます、ということで、大変まとまりのない説明になりましたけども、すいませんがよろしくお願い申し上げます。

(会長) はい、ありがとうございます。では、池浦委員、お願いいたします。

(池浦委員) いろいろ皆さんありがとうございます。先ほどから時々出てくる、小中学校のエアコンが整備されるということで、私、もう子供たちが大きくなりましたが3人おりまして、子供たちが小さいころはもう暑い中、冬とか風が吹くと砂ぼこりがあったりとか、小中学校の環境が整うということはすごくうれしいことです。ですけども財政ということもあるので、先ほどの地方交付税がたくさんある間にしていただけるということで、すごくうれしく思います。少しただ気になるのが、今、財政指標の説明をいただいて、西原委員もおっしゃってみえたように、好転してみえるんだなということがわかってうれしく思うんですが、こちらの地方交付税がなくなってから、松阪市の財政がどうなっていくのかなということを少し不安に感じました。私の仕事の社労士業務の観点から、少し気になるのが国民年金の保険料とかいうことなんですが、社会保険料は会社さんからの徴収ですごく厳しい状態にありますけど、ちょっと、このところからずれるかもしれないんですが、現在の国民年金の保険料の徴収というのは、松阪市は、どんな感じなのかは今わかるのでしょうか。

(近田財務課長) 大変申しわけございません、ちょっと資料のほうを今探しておったんですけども、今日の持ち合わせにはないので、数字的なところについてははっきりと申し上げられないんですけども、国民年金でよろしいでしょうか。国民健康保険のほうではなくて、年金ということでよろしかったでしょうか。もう一度この点だけ確認をさせてください。

(池浦委員) 扶助費の中に入っているのかどうかかわからないんですが、障害年金であったりとかの支出もあるかと思うんです。そちらはまたちょっと違うほうでしょうかね。だから、やはり、国民健康保険のほうからも、子育てのほうはまたちょっと違いますね。ただそちらの保険料と扶助費で出ていくバランスというのか、そういうところも少し気になる場所です。

(近田財務課長) 御意見ありがとうございます。ちょっと数字についてはやはり見当たりませんもので大変申し訳ないんですけども、ただ扶助費の中には健康保険もございますし、年金という部分についても、年金は今は日本年金機構ですね、そちらのほうでの対応という部分がございますので、若干池浦委員のおっしゃられる部分とは違うところがあるかもしれませんけれども、やはりこの、扶助費という部分については、景気によって大きく変わってまいります。過去にもリーマンショック以降に急激に生活保護という部分が増えるというようなところもございました

ので、この保険のほうに限りませんと、この4月からは、国民健康保険については三重県内一体での保険というふうに、これまでは松阪市の分は松阪市でという形でしたが、変わってまいります。その部分については保険料も他市と比べて、松阪市は現行よりも安くなるというような状況も出てくるわけなんですけれども、恐れ入ります、資料1の松阪市中期財政見通しの5ページになるんですけれども、「財政収支の見通しにおける課題等」というところで参考までにということで挙げさせていただいておるんですけれども、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業繰出金というこの保険に関わる部分の繰出金というのはまだまだ伸びるだろうというような見方をしておるようなところがございますので、こういったところと、それからあとは、市の公共施設等についての維持管理、潰すもの、年数が経ったものについては、基本的にはもう潰していきたいという考えでありますけれども、この維持管理経費もこれから増えていく、古くなったおうちやはり修繕代というのは掛かってまいりますので、こういった部分の経費をどうやって抑えていくのかというふうな全体から見た形の中での対応というのが非常にこれから職員全員で考えていかなければならないのかなということ、財政部局としてはお願いをさせていただいているような状況でございます。

ちょっと御質問の年金の部分はすいません、数字のほうがちっと把握できておりませんもので、保険ではなくて社会保険というふうな部分を含めた形での、これからの部分ということで、御説明をさせていただきたいと思っております。すみませんがよろしくお願い申し上げます。

(家城参事) ちょっとよろしいですか。今おっしゃいました扶助費というのは、いわゆる大きな括りの中の社会保障費の中には、今おっしゃられた保険料とが入ってくると思うんですが、この財政状況の中の扶助費と申しますのは、いわゆる性質的区分といわれるものでございまして、人件費とか、扶助費などがございしますが、その扶助費というのは、いわゆる社会保障の中でも公的扶助に当たる部分でございまして、今財政課長が申し上げましたように、生活保護でありますとか、児童扶養手当でございしますとか、あと障害者に対する援助の費用でございしますとか、そのようにいわゆる公的扶助に係る部分の費用でございしますので、いわゆる年金の保険料でありますとか、そういったものとは若干性質が違うものかなということだけ、ちょっと補足させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。総じて財政状況については、副市長の言葉をお借りすると、悪くはない、あるいはこの場での御意見としては、合併後好転してきている、そういう受け止めが委員の皆様の共有されているところではなかったかと思っております。ありがとうございました。

ではもう一つ、今後の議論に先立って見据えておくべき松阪地域の経済状況について、尾崎委員から教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(尾崎委員) それではお手元の「三重県内事業所景況調査（松阪地区）」、グラフが4つ出ているこちらをご覧くださいと思います。

それでは説明いたします。

こちらの資料は、昨年8月に事業所景況調査を実施した結果でございますので、その点をお含みおきいただきたいと思います。調査は、三重県の事業所581社より頂戴いたしました結果から、

松阪市内の事業所 78 社を抽出した資料でございます。

まず、左上のグラフ 1 をご覧いただきたいと思います。こちらのグラフは「前年に比べて今期はよくなりますか、悪くなりますか」という問いかけに対しまして、棒グラフのゼロから上の部分が「良くなる」、下が「悪くなる」という回答でございます。ちなみに「変わらない」という回答もあるんですけども、それは除外しております。棒グラフの上から下を引いた数字を DI と言いますが、DI の推移を表したものが、この折れ線グラフと御理解ください。折れ線グラフをご覧いただきますと、29 年 3 月から昨年 9 月にかけて 0.5 ポイントの低下にとどまっていますので、松阪地区の事業所の景況感は 9 月にかけてほぼ横ばいであることがわかります。しかし今年の 3 月に向けての予想では、DI は 9 月のマイナス 10.5 から 13.1 ポイント改善し、プラスの 2.6 となっています。あくまで昨年 8 月時点での調査ではございますが、松阪地区の景気の方向性としては、良い方向に向かっていく可能性が高いというのが私どもの見方でございます。

次に右上のグラフ 2 をご覧いただきたいと思います。この折れ線グラフは、グラフ 1 を製造業と非製造業に分けたもので、折れ線グラフの部分だけを取り出したものでございます。製造業と非製造業を比べた場合、色の濃いほうが製造業ですが、下降傾向にあることがわかります。一方、非製造業の薄いほうのグラフですけども、昨年 9 月にかけて 11.5 ポイント改善していることがわかります。松阪地区の製造業の悪化は若干気になるところではあるんですが、3 月に向けては、DI は 24.1 ポイントと大きく改善しておりますので、トータル的に考えれば、製造業についても回復基調にあるんであろうという判断でございます。非製造業についても 3 月に向けて上昇基調でございますから、個人消費増加などへの期待感などもあるのであろうとみております。

次に左下でございます。これは企業の設備投資意欲を表したグラフでございます。「設備投資を増加させますか、減少させますか」という問いかけをグラフにいたしました。昨年 9 月の DI は 11.0 と 29 年 3 月の 15.2 から 4.2 ポイントマイナスとはなっていますが、今年 3 月に向けての DI は 8.7 ポイント改善しており DI の水準についても 19.7 と高くなっています。先行きの設備投資については、松阪地区の企業は積極姿勢にあるというふうに見られます。また、ご覧いただいてわかるとおり、DI の数値ですが、27 年 9 月からプラス圏を維持し、昨年 9 月に下がっている部分はあるんですけども、概ね緩やかな上昇基調にあることがわかります。このグラフの動きをみれば、松阪地区企業の設備投資意欲の底堅さが感じられるというところです。設備投資は、目的別でみますと、老朽化に伴う更新設備が多いというのが実態としてありますが、昨年来日本全体として、人手不足に伴う省力化・自動化投資というものが大きく動いてきております。松阪地区におきましても、製造業、非製造業ともにこういった目的の投資を行う企業が増えてくる可能性は十分考えられるところであらうとみます。

最後に右下、雇用情勢を表したものです。ゼロより上は、雇用が過剰だという企業の回答で、下が不足という回答です。適正という回答は除外しております。28 年 9 月以来ずっと下降線を辿っていることがわかります。かつ、DI をご覧いただいてわかるとおり、ずっとマイナス圏にあり、人手不足の状況が長期化していることがお分かりいただけると思うんですが、これもよく言われることですけども、人手不足というものは企業の業績にもマイナスの影響が出てくることが懸念されております。そういったことから先ほど言いましたとおり、省力化・自動化投資というものが企業に取り組みつつあるんだらうと思います。これは三重県全体と同様の傾向です。

以上が、この調査結果の内容でございます。

(会長) 委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、是非いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(高畑委員) グラフ 2 の製造業・非製造業に分けた場合の DI の折れ線グラフがありますが、29 年の 9 月、調査は 29 年 8 月実施と言われましたけども、製造業はマイナス 24.1 というふうにかなり落ち込んでいますよね。何か要因というのがもしわかれば。

(尾崎委員) なかなか明確な要因というのは言いがたいところはあるんですけども、皆さんも御記憶があると思うんですが、昨年 7 月 8 月ぐらいは、いわゆる北朝鮮の問題が結構、いわゆる地政学的リスクというものが非常に騒がれた、ちょうどそういう時期でもあったんですね。ですので、そういういわゆる地政学的リスクというものが出てくると、今は円高になるんですね。実際その 8 月ぐらには円高になった時期もございますので。特に昨年 1 年間、日本は景気が良かったと。その要因というのがやっぱり外需。外需がやっぱり本当に調子が良かった。比較的為替も安定していたということはあるんですけども、ですからそういう外需ということが、景気が良かった背景としてある、その裏側として、そういった特にそういう地政学的リスクというものに反応したというか、そういう部分はやっぱりあったのではないかなというふうにみているんですけどね、特に製造業で。

(高畑委員) ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。今日は経営者の田中さんがお休みなので、田中さんがおられればいろいろとお聞きになりたいことがあったんだろうと思うんですけども。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、残りの時間を使いまして、次回に向けての論点みたいなものを少し整理をさせていただきたいと思います。今日、資料に基づいていろいろとお話をいただきました。検討の前提として、県内各市の給与額・報酬額の状況、それから、類似団体の給与額・報酬額の状況がございました。これとの関係をどう考えていくかということが、一つの判断材料になることは間違いのないと思います。また、市の財政状況について、悪くはない、好転してきている。借金は減り続けているし増えていかない見込み。貯金のほうは、今のところは増え続けている。ただ、今後の見通しとしては、地方交付税の減額が間違いなく訪れるということと、さらには扶助費ですとか公共施設の維持管理費などについて増額が見込まれる中で、慎重な財政運営が今後も必要とされる。こうしたことが、前提条件として私たちの判断材料になるんだと思います。

地域経済の状況についても尾崎委員から教えていただきました。好転していく兆しが見えるんじゃないかということをしてでしたが、ただ直近について高畑委員からも御質問があったように、製造業に関してはかなり不安定要因があるということですか、また資料に基づくお話にあったように、現段階で既にこれが税収増に結びついているかということと、まだそういう状況でもない、というようなお話がございました。

このような市の財政状況、それから経営地域経済の動向も考慮していただきながら、次回、御意見いただきたいと思います。さらに、資料の一番最後についておりましたが、人事院勧告ですね、人事院勧告は直接の対象としては一般職職員を対象としたものですが、ただ、事実上は特別職、さらには議員の給与・報酬にも事実上の連動関係があるというようなことも言えるようにも思いますので、これも考慮に入れていただいて、次回御意見いただければというふうに思っています。

これらを、今日御説明あったものとして判断材料としていただきたいと思うんですが、御意見のいただき方といたしまして、次のような提案をさせていただきたいと思います。基本的に前年度と同様なんですが、一つには、市長、副市長、教育長、これは行政職にあられる方と、他方で議員さんですね、今日の資料に基づくお話にもありましたが、やや職務の性格、内容が異なる部分がございますので、一括して御意見という形よりかは、市長、副市長、教育長と、それから、議員さんの報酬については分けて御意見いただくのがいいかなというふうに考えております。その点について次回、そういう形で分けさせていただき、御意見賜ればと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではお願いいたします。では、もう一つ、諮問にありますのは、報酬額、それから給与額についてですが、ただ、前年度、確か高畑委員から御意見いただいたかと思いますが、年収ベースで考えるような視点も重要だというようなことがあったと思います。その意味では、期末手当ですね、この点についても、諮問の直接の対象ではありませんし、また先ほどの御説明にもあったように、この審議会の意見を聞いた上でないと増額・減額できないものでもない、というようなことではありましたが、ただ、審議会として従来からその点についても御意見を聞き、また答申をしてきたという経緯もございますので、今回も期末手当についてどう考えるかということ、市長、副市長、それから教育長、さらには議員さん、それぞれに御意見を賜りたいと思っております。この点についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、少し整理をさせていただきたいと思います。まず、御意見のいただき方といたしまして、市長、副市長、教育長の給料額。それから、議員さんの報酬額に関して、それぞれ別途御意見を賜るということをお願いしたいと思います。もう一つには、市長、副市長、それから教育長、さらには、議員さんの期末手当の支給率についても、また別途御意見をいただきたいと思っておりますので、次回、もうかなり期日としては差し迫った状況ではありますが、次回までに少し御検討いただいて、それを持ち寄っていただければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

全体の議事といたしましてはこれで、本日はよろしいですか。全体を通して皆様から御意見、御質問等ございましたらいただければと思いますし、また別途こうした資料も次回までに準備してもらいたいというものがあれば、これも御意見いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(伊藤委員) だいぶレベルが低いような質問になると思うんですけど、市の財政状況、地域経済について、非常に私個人としても興味深いお話で聞かせていただいているんですけども、それと特別職の報酬はどう関係があるのかとちょっと思ったんですけども。つまり、人件費という捉え方をしているのか、成果に見合った報酬という意味合いなのか、そんなことを根本的なことのようなんですけどもふと思ったんですけども、どういう観点なのかなと思ひまして、誰かアドバイス

いただければと思ひまして。

(村林総務部長) やはりですね、松阪市の財政状況であるとか、松阪市内とか県内の景況の状況というのは、やはりそれぞれ市の市長、副市長、教育長といった特別職、あるいは議員さんの報酬にも影響はあるかなというふうに思っております。やはり松阪市は過去から財政運営におきましては、持続可能な財政運営ということを中心に、縷々今日も御説明させていただきましたように、非常に切り詰めたような運営をしてきて、何とかこうやって財政調整基金も積み上げてきたという経過もございます。ただこれをやはり、昔よくありました、総花的に、ああいうこともしたい、こういうこともしたい、ということをやっていくと、どうしても非常に厳しい状況というのが出てくるのではないかなと。以前、財政健全化という形の中で、夕張市が破綻をしたという状況の中で、やはりそこでの特別職に対して報酬をじゃあ上げていくのかという、極端な話でいえばそういうことにもなりますよね。ですので、そこら辺は市の財政状況というのは、やはりこの報酬を考えていただく中で一つの大きな考え方になるのではないかなと。そして、近隣の状況というのも、余り突出したものというのもどうかというふうにもございますので、やはりそういう均衡というのも御参考にさせていただきたいなというふうなことが一般的にあるのではないかなというふうに思っております。

今日、本当に長時間御説明させていただきまして、本当に大変だと思ひますけれども、松阪市は今までこうやってやってきて、今何とか財政指標の中では一定の数字が出てきておりますけれども、先ほどのお話がありましたように、地方交付税がもう減額されてきておりますし、32年度から全くそういう合併特例がなくなりますし、そして、市民生活にどうしても必要な事業というふうな形の中で、小中学校の空調であるとか、トイレの部分につきましても、今、合併特例債という有利な起債があるうちにしていこうという考え方がございます。ただ、やはりそういうものをつくれれば当然、これもまたランニングコスト、10年とか経つてくると、当然また更新しなければいけないとかいうことで、後年度への負担も当然考えなければならぬ。そういったことも総括的に考えて、やはりもう少し、スリムな行政体というのも考えていかなければならないという上で、そういった特別職あるいは議員さんの報酬のことも考えていただきたいというふうなことで、一つの考え方としてあるのかなというふうに思っておりますので、そこら辺のところ、よろしく御検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(小山委員) 素朴な意見なんですけども、副市長の話にもありました、先ほどの話にも小中学校のエアコン問題、これはもう本当に大きな金額でありまして、これは維持費が掛かるんですね。財政はいいような話をしていただいたんですが、トータル的にみると、なかなかそんなに市民の目から見ると、公共事業の普及もしていないというような感じで、財政が上向きながらも厳しいんじゃないかな、そんな思いもしていますので、そこら辺も加味していただきたいなと思ひます。

(会長) ありがとうございます。他によろしいでしょうか。では、事務局から次回の御案内等あればお願いいたします。

(事務局：小山) 第2回目のほう、既に通知を一括してさせていただいておりますが、来週1月

の 30 日火曜日、午前 9 時半から、この議会第 3 委員会室で開催をいたしますので、よろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございました。それでは、本日第 1 回目の審議会はこれにて終了とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。